

「産業廃棄物最終処分場」について みんなで考えてみませんか？

本年9月定例議会において、「産業廃棄物最終処分場建設計画についての住民投票に関する条例」が可決されました。これを受けて条例の施行日（令和3年9月10日）から1年以内に、赤穂市西有年地区に計画されている産業廃棄物最終処分場の設置について、町民の皆さまの賛否の意思を確認するための住民投票が実施されます。

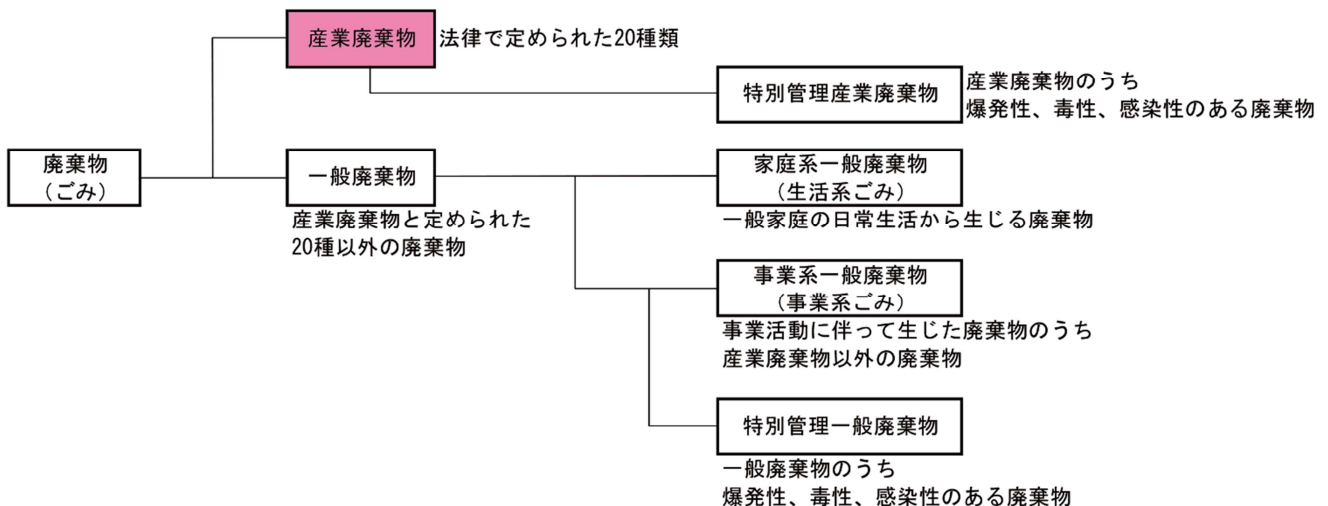
このため、投票までの間に産業廃棄物最終処分場の基本事項をはじめ、建設許可までの手続きの流れや今回計画されている施設の概要などをわかりやすく提供してまいります。

町民の皆さまには、当該建設計画を「自分の事」として考えていただきたいと思います。できるだけ、わかりやすい情報提供に努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

●廃棄物とは

廃棄物（ごみ）は産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。産業廃棄物は20種類*が指定されており、それ以外の全ての廃棄物が一般廃棄物となります。

産業廃棄物は、事業者が自らの責任で適正に処理する必要があります。



※産業廃棄物…20種類

あらゆる事業活動に伴うもの…12種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん

特定の事業活動に伴うもの…8種類

紙くず*、木くず*、繊維くず*、動植物性残さ*、動物系固形不要物*、動物のふん尿*、動物の死体*、または、これらの産業廃棄物を処分するために処理したもので、前述の19種類の産業廃棄物などに該当しないもの（例えばコンクリート固化物）（*最終ページに用語の説明）

出典：上郡町一般廃棄物処理基本計画

●最終処分場とは

最終処分場は、環境保全の観点から汚水の外部流失、地下水汚染、廃棄物の飛散・流失、ガス発生、ネズミ・昆虫の発生等を防止しながら、所要量の廃棄物を埋立処分できる構造物です。

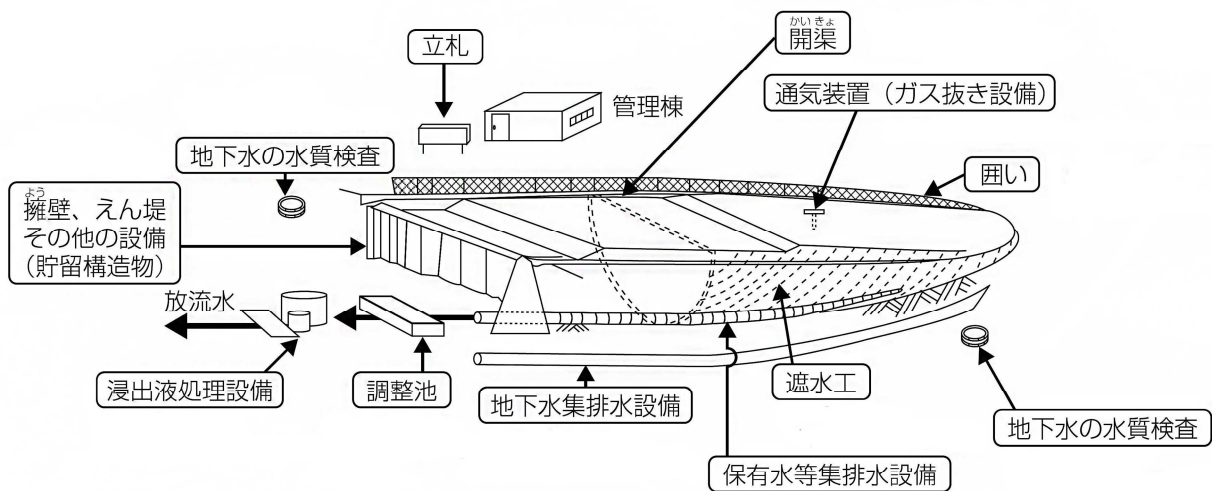
最終処分場は、廃棄物処理法によって遮断型最終処分場、安定型最終処分場および管理型最終処分場の三つに分類され、各々の処分場に埋立処分できる産業廃棄物と最終処分場の構造基準・維持管理基準が定められています。

●現在、赤穂市西有年地区に計画されているのは、線で囲んでいる「管理型最終処分場」になります。

①管理型最終処分場

管理型最終処分場は、具体的には、有害物質の濃度が判定基準以下の燃え殻、ばいじん、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動食物性残さ、動物系固形不要物、鋳さい、動物のふん尿などの埋立処分ができる施設です。また、安定型最終処分場で処分できる産業廃棄物は管理型最終処分場でも処分できます。

埋立物の分解により、保有水等（埋め立てられた廃棄物が保有する水分及び埋立地内に浸透した地表水）への有害な金属等の溶出があり、ガスが発生します。管理型最終処分場は、貯留構造物や二重構造の遮水工によって、保有水等による地下水汚染を防止しています。また、処分場内で発生した保有水等を集排水管で集水し、浸出液処理設備で処理後、場外に放流しています。（ガスは、通気装置（ガス抜き設備）で大気中に放出されます。）



注：「最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」を基に作成

出典：公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

●事業者が兵庫県に提出した事前協議書では、下記の産業廃棄物を処分することが記載されています。

- ・産業廃棄物13種類（がれき類・ガラスくず・廃プラスチック類・金属くず・ゴムくず・木くず・紙くず・繊維くず・燃え殻・ばいじん・汚泥・鋳さい・令13号廃棄物*）

※がれき類、ガラスくず、廃プラスチック類については石綿含有産業廃棄物を含む。

※燃え殻、ばいじん、汚泥、鋳さいについては水銀含有ばいじん等を含む。

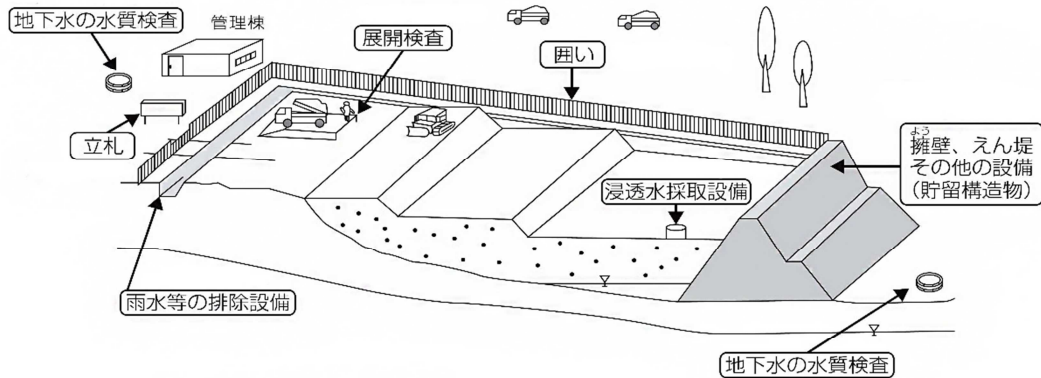
上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む

出典：平成30年4月25日付けで、株式会社東洋開発工業所が兵庫県西播磨県民局に提出した事業計画事前協議書

参 考

②安定型最終処分場

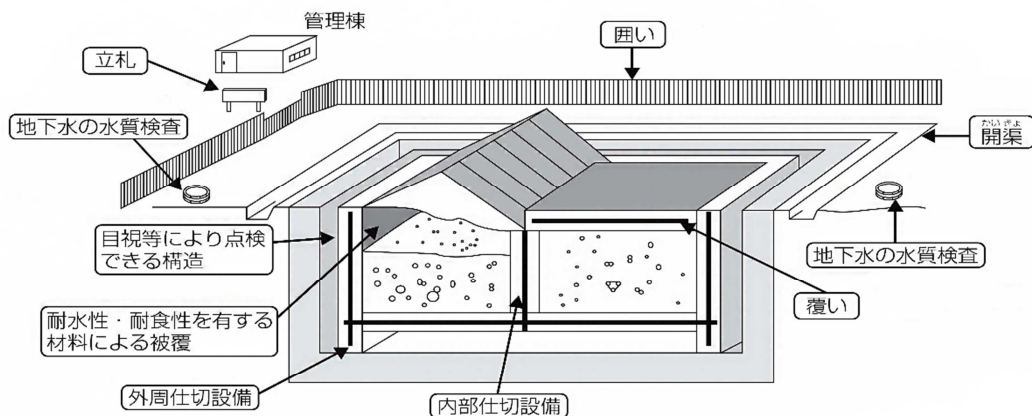
安定型最終処分場は、有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくずやがれき類等の産業廃棄物を埋立処分する施設です。特に、この処分場に産業廃棄物が搬入される際に、これらの安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物を搬入しないように、展開検査*が義務付けられており、この検査を確実に実施することが求められています。



注：「最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」を基に作成

③遮断型最終処分場

遮断型最終処分場は、有害な金属等を含む産業廃棄物の中で、法で定められた判定基準に適合しないものを処分する施設です。遮断型最終処分場は有害物を自然から隔離するために、強固なコンクリート構造物で造られており、処分場への雨水流入防止のため、覆い（屋根等）や雨水排除設備（開渠）が設けられています。



注：「最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」を基に作成

出典：公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

産業廃棄物の最終処分場を設置しようとする者は、廃棄物処理法により設置しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとなっています。

また、許可を受けた施設は、変更、休止、廃止などを行う場合にも、申請や届出などの手続きが必要になります。

最終処分場の設置にあたっては、廃棄物処理法だけでなく、都市計画法、森林法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法などのさまざまな法律に関係していますので、それぞれの法律等の要件を満たす必要もあります。

今回は、最終処分場の設置についてどのような手続きが必要なのかを説明します。

主な用語の説明

- ・紙くず・・・・・・・・・・建設業にかかるもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くずのこと
- ・木くず・・・・・・・・・・建設業にかかるもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類など、貨物の流通のために使用したパレットなどのこと
- ・繊維くず・・・・・・・・・・建設業にかかるもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くずのこと
- ・動植物性残さ・・・・・・・・食品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形不要物のこと
- ・動物系固形不要物・・・・・と畜場において、処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物のこと
- ・動物のふん尿・・・・・・・・畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどのふん尿のこと
- ・動物の死体・・・・・・・・畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどの死体のこと
- ・令13号廃棄物・・・・・・・・産業廃棄物を処分するために処理したもので、19種類の産業廃棄物などに該当しないもの（例えばコンクリート固形化物）
- ・展開検査・・・・・・・・・・運び込まれてきたごみに不適正な物が入っていないかを目視で検査をすること

発行日
発行

令和3年12月15日
上郡町住民課 環境衛生係
TEL 0791-52-1115
FAX 0791-52-6490
Mail jyumin@town.kamigori.lg.jp

